

長野県一般任期付職員（消費生活相談業務）採用選考 受験案内



長野県

受付期間（持参・郵送）

令和7年1月17日（金）～1月31日（金）17時

（郵送の場合は、消印等により1月31日（金）までに差し出したことがわかる
もの限り受け付けます。）

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接選考（第1次選考合格者のみ）

令和7年2月12日（水）（予定）

1 募集する職員の職種、職位、勤務予定機関、募集予定人数

区分	職種	職位	勤務予定機関	予定人数
主任消費生活相談員	一般任期付 職員	主任級	長野県消費生活センター （現 中信消費生活センター）	1名
主任市町村消費者行政 推進支援員				1名

2 任期

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

業務の状況、勤務成績等により、本人の同意を得て採用日から5年間の限度に延長することがあります。

3 主な担当業務

（1）主任消費生活相談員

ア 相談業務

- ・消費生活に関する相談受付や助言、あっせん

（来訪相談、電話相談、オンライン相談、SNS相談への対応）

- ・全国消費生活相談データベースシステム（PIO-NET）端末機による情報入力及び情報収集

イ 研修講師としての派遣等消費生活に関する教育・啓発活動

ウ 消費生活相談員が実施する、（１）アの業務の実施に関する助言・指導等

エ 解決困難な消費生活相談案件への対応

（２）主任市町村消費者行政推進支援員

ア 市町村相談業務への支援

- ・市町村窓口寄せられた相談への助言（電話・訪問・オンラインによる）
- ・全国消費生活相談データベースシステム（PIO-NET）端末機の入力・操作支援

イ 市町村の行う消費者教育・啓発業務への支援

- ・消費者教育・啓発手法に関する助言
- ・消費者被害・製品事故情報の迅速な提供
- ・高齢者等の見守り活動構築に関する助言
- ・消費生活サポーターへの活動支援

ウ 市町村消費者行政推進支援員が実施する、（２）ア、イの業務の実施に関する助言・指導等

エ 市町村の消費生活相談体制の整備及び市町村間の連携調整に関する助言

4 応募資格

（１）保有資格・経験

ア 保有資格

消費者安全法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験（※）に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認められる者

※次のいずれかの資格試験

- ・（独法）国民生活センターが実施する「消費生活専門相談員資格試験」
- ・（一財）日本産業協会が実施する「消費生活アドバイザー資格試験」

イ 経験

国、都道府県又は市町村で消費生活相談の実務に 5 年以上従事した経験を有する者又はそれと同等の経験を有すると認められる者

（２）欠格事由

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する者（以下はその内容です）

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 長野県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 選考方法

区分	内容	日程	合格発表
第1次選考	論文審査 業務に関する専門知識、経験、意欲、適性等について審査します。 【論文課題】 「長野県の消費者行政の課題は何か。自らの資格・経験を活かして、その課題の解決にどのように取り組んでいくか。」	応募書類により選考を実施します。	2月7日（金）（予定）までに、申込者全員に郵送で合否を通知します。
	経歴審査 応募の資格の有無、経歴等について審査します。		
第2次選考	面接審査 第1次選考合格者に対し、人物、専門知識、経験、意欲、適性等について個別面接により審査します。	2月12日（水）（予定）※	第2次選考受験者に郵送で合否を通知します。

※ 第2次選考の詳細日程については、第1次選考合格者に2月7日（金）（予定）までに文書で通知します（選考会場は長野県松本合同庁舎第202号会議室を予定しています。）。

6 応募手続

（1）必要書類

①選考申込書1部（写真貼付）

※ 用紙は、長野県消費生活情報特設サイトからダウンロードできます。

<https://www.nagano-shohi.net/news/9379/>

※ 郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「任期付職員採用申込書請求」と朱書きし、140円分の切手を貼ったあて先明記の角型2号の返信用封筒を同封して、（3）の提出先に1月24日（金）までに請求してください。

②論文1部

「長野県の消費者行政の課題は何か。自らの資格・経験を活かして、その課題の解決にどのように取り組んでいくか。」について、原稿用紙（別紙）800字程度にまとめたものを提出してください（提出された論文はお返ししません。）。

③ハローワーク紹介状

④上記4（1）アの保有資格の証書の写し（資格をお持ちの場合）

（2）申込方法及び受付期間

令和7年1月17日（金）から1月31日（金）までの間に、（1）の必要書類を（3）の提出先に持参するか、簡易書留等の確実な方法により郵送してください。

- ・持参の場合：（3）の提出先に持参してください。受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日を除きます。
- ・郵送の場合：封筒の表に必ず「選考（任期付職員）応募」と朱書してください。消印等により1月31日（金）までに差し出したことがわかるものに限って受け付けます。

（3）提出先

〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内
長野県中信消費生活センター

※ この選考の実施に際して収集する個人情報、この採用選考及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

7 考査結果の開示について

この選考考査の結果については、口頭により開示を請求することができます。（下表参照）
なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接おいでください。

開示内容	開示期間	開示場所
1 論文考査と口述考査の点数及び合計点 （不合格者を含む。）	合格発表日から 1年間	長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課 （県庁西庁舎2階）
2 資格調査の結果		
3 合格者の順位		

注）開示請求をしようとする場合、受験者本人であることを明らかにする書類（学生証などの身分証明書、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、合格通知等）を持参してください。

平日（土、日、祝日及び年末年始以外の日）の午前9時から午後5時までの受付となります。

8 合格から採用まで

意向確認のため、考査後に面接等を行い、最終的に採用者を決定します。

9 勤務条件

(1) 給与

一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づき、採用者の経歴等を勘案の上、決定します。

採用を予定している主任級職員（主任消費生活相談員・主任市町村消費者行政推進支援員）の給料月額、基本給 246,100 円～351,500 円程度のほか、地域手当 4,183 円～5,975 円が支給されます。

また、支給要件を満たす場合、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務時間

8 時 30 分から 17 時 15 分まで 1 日 7 時間 45 分 週 38 時間 45 分

（原則として週休 2 日制、休憩時間 12 時から 13 時まで）

(3) 休暇

休暇は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の規定に基づき付与される年次休暇をはじめ、夏季休暇、特別休暇等があります。

(4) 服務

一般任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

10 その他

ア 応募・受験に要する経費は、本人の負担となります。

イ この選考に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

【問合せ先】

長野県中信消費生活センター

〒390-0852 松本市大字島立 1020

松本合同庁舎内

TEL 0263-87-7270（直通）

FAX 0263-40-3701